

介護職員の処遇改善に関する意見書

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、この加算制度については、「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされている。

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職率が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。「介護崩壊」を食いとめ、安全・安心の介護を実現するためには、介護職員の確保に向け、賃金改善などの処遇改善が不可欠である。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較しても、およそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態にある。深刻な介護現場の人材不足を解消するためには、一刻も早く全労働者の平均賃金に引き上げることが必要である。そのため、一層の介護職員の処遇改善を図ることが必要であり、国民の負担増にならない方法での改善を求める。

よって、国においては、安全・安心の介護実現に向け、介護職員の人材確保を図るべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めるものである。

記

- 1 国の責任による予算増と賃金改善の施策を拡充すること。
- 2 介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様